

大和都市計画生産緑地地区の変更について

(生駒市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約 39. 72 ha	地区数 244ヶ所

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

・ 変更理由

市街化区域内の農地等について、農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地法第3条の規定に則した農地を生産緑地地区として追加指定するもの、生産緑地の買取り申出の結果、行為の制限等の解除となったもの、及び生産緑地地区の指定面積を錯誤訂正するものについて、所要の都市計画変更を行う。